

1 介護保険制度のしくみ

介護保険加入者(被保険者)

年齢で2種類の被保険者に分かります。

- 保険料を納める
- 要介護・要支援認定の申請
- サービスを利用し、費用(利用者負担割合分)を支払う

65歳以上(第1号被保険者)の方

要介護状態または要支援状態に当たると認定を受けた場合にサービスが利用できます。介護が必要となった原因は問われません。



公的な医療保険に加入している40歳～64歳(第2号被保険者)の方



老化が原因とされる16種類の病気(特定疾病)により要介護状態や要支援状態になったと認定を受けた場合、サービスが利用できます。

(要介護・要支援認定の詳細▶10ページ～15ページ)

●被保険者証・負担割合証の交付 ●認定結果通知

●相談 ●介護保険料を納める ●要介護・要支援

地域包括支援センター

高齢者が地域で生活できるよう支援する拠点

- 本人や家族から相談を受け、内容に応じて支援

相談

介護支援専門員(ケアマネジ)

介護サービスの相談窓口となる介護の専門家

- 依頼を受けてケアプランを作成
- サービスに関する相談を受け支援

支援

●サービスの提供 ●費用の1割～3割を請求

●サービスを利用 ●費用の1割～3割を支払う

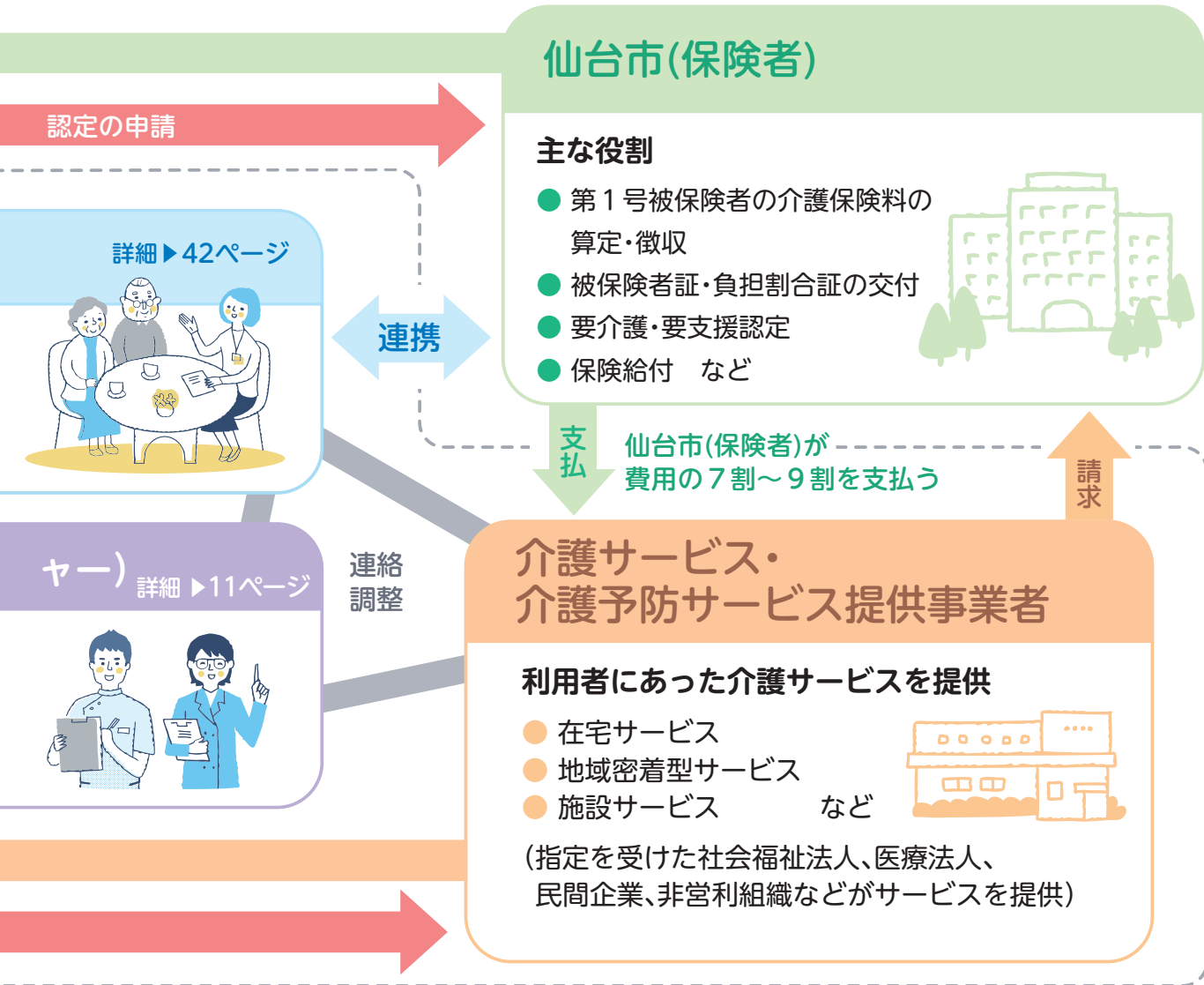
特定疾病とは

加齢による心身の変化に起因すると考えられる下記の16種類が指定されています。

- がん(※)
- 関節リウマチ
- 筋萎縮性側索硬化症
- 後縦靭帯骨化症
- 骨折を伴う骨粗しょう症
- 初老期における認知症
- 進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症およびパーキンソン病
- 脊髄小脳変性症
- 脊柱管狭窄症
- 早老症
- 多系統萎縮症
- 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症および糖尿病性網膜症
- 脳血管疾患
- 閉塞性動脈硬化症
- 慢性閉塞性肺疾患
- 両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

(※)医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る。

介護保険は、40歳以上の方が加入者(被保険者)となって、保険料を納め、介護が必要になったときには、費用の一部を負担することで、介護(予防)サービスを利用できる制度です。



仙台市(保険者)

主な役割

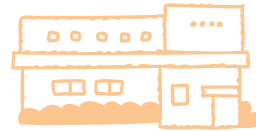
- 第1号被保険者の介護保険料の算定・徴収
- 被保険者証・負担割合証の交付
- 要介護・要支援認定
- 保険給付 など



介護サービス・介護予防サービス提供事業者

利用者にあった介護サービスを提供

- 在宅サービス
- 地域密着型サービス
- 施設サービス など



(指定を受けた社会福祉法人、医療法人、民間企業、非営利組織などがサービスを提供)

CHECK

サービスを受けるときの利用者負担は、所得に応じて1割から3割です。詳細▶34ページ

介護保険負担割合証

要介護・要支援認定を受けた方、介護予防・生活支援サービス事業対象者には、利用者の負担割合を示す証明書が発行されます。被保険者証とともに介護(予防)サービス等を利用するときに必要になります。

適用期間: 1年間(8月1日～翌年7月31日)

負担割合(1割～3割)が記載されます。

介護保険料について

介護保険サービス等を利用するには

介護保険で利用できるサービス

介護予防・日常生活支援総合事業

利用者負担について

保険料・利用者負担の減免制度等

地域包括支援センター担当地域のご案内